

# 坂井市公共施設 LED 照明リース業務に関するサウンディング型市場調査実施要領

## 1 調査の目的

本市が保有する公共施設において、消費電力量の削減に伴う脱炭素化、電気料金の削減及び、国際的に蛍光灯の製造・輸入が禁止される2027年問題に対応するため、蛍光灯等の既存の照明を初期投資が不要なリース契約により、迅速にLED化を進める事業（以下「本事業」といいます。）の実施を考えています。

本市場調査は、今後、本事業を行う民間事業者の公募を行った場合に、本市のニーズと民間事業者のニーズを可能な範囲で両立させる条件を整理するために、また効率的かつ効果的な事業実現のために、直接対話による意見交換（サウンディング型市場調査（※1））を実施するものです。

（※1）サウンディング型市場調査とは、民間事業者と直接対話をして、事業内容や事業スキーム等に関して、民間事業者の意見や新たな事業提案の把握等を行うものです。

## 2 本市の方針

- ①本事業は、付加価値等の提案や民間事業者の創意工夫による提案が可能な公募型プロポーザル方式により、契約相手方の選定を行いたいと考えています。
- ②対象施設（【別紙1】参照）について、迅速にLED化を推進することにより、電気使用量の削減及びCO2の削減効果を得たいと考えています
- ③公告（公募の開始）の際に提供する情報は、仕様書【別紙2】、既存照明リスト【別紙3】、技術仕様書（※公告の際には提供予定）を想定しております。
- ④本市では【別紙1】記載の施設の全てのLED照明について、その一括保守管理を本事業に含めて委託しようと考えています。

## 3 対象施設

【別紙1】のとおり

## 4 対話のテーマ

主に以下の3テーマについて、可能な範囲でご意見及びご提案をお聞かせください。事業者自らが事業に関わることを前提に対話を行います。

また、以下のテーマ以外について、本事業の課題等、今後の公募に関連する事項や、公募条件において本市に配慮を望むこと等があれば、ご意見をお聞かせください。（一部の項目でも構いません。）

対話当日は、事前にご提出いただいた対話資料に沿ってご説明をお願いいたします。

### ア 公告（公募の開始）時に必要な情報について

公告（公募の開始）時に本市が提供する情報について、事業化には不十分であると考えられる場合は、他にどのような情報が必要であるか伺います。

あわせて、公告（公募の開始）から事業者選定にかかる審査会まで約2か月の期間を設けることを考えていますが、期間の妥当性についてご意見を伺います

#### イ 施工可能な改修期間及び事業規模について

【別紙1】に記載のある施設・照明台数について、令和7年12月～令和18年3月31日までの施工が現実的に実現可能であるか伺います。困難である場合、実施可能な事業規模・改修期間について、ご意見を伺います。

#### ウ その他

本事業のポテンシャルを最大に高め得る公募要件がないか等、上記のテーマ以外のことについて、ご意見を伺います。

### 5 スケジュール

#### 参加受付 令和7年8月27日（水）～9月5日（金）

対話への参加を希望される事業者の方は、「エントリーシート」及び「対話資料」に必要事項を記入し、Eメールにて参加受付期間内に申し込み先へご提出ください。

参加受付期間 令和7年8月27日（水）から9月5日（金）まで

申込み・問合せ先 坂井市役所 生活環境部 環境推進課

福井県坂井市坂井町下新庄1-1

電話番号 0776-50-3032

Eメール kankyou@city.fukui-sakai.lg.jp

#### 対話の実施 令和7年9月8日（月）～9月11日（木）

アイデア及びノウハウの保護のため、対話は個別に行います。

対話の実施日時については、エントリーシート受付後、別途調整させていただきます。

日時 令和7年9月8日（月）～9月11日（木）

対話の実施時間は、申し込み後、参加者に別途通知します。

場所 坂井市役所（福井県坂井市坂井町下新庄1-1）

対象者 本事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ

※WEB会議システム（Teams）にて行います。

※対話に出席する人数は、5名以内としてください。

※参加要件については、「5（6）参加要件」をご参照ください。

#### 実施結果の公表 令和7年9月中旬（予定）

①対話の実施結果については、概要を本市ホームページで公表します。

②公表にあたっては、事業者のノウハウ等を保護するため、事前に参加事業者に内容を確認したうえで公表します。なお参加事業者の名称は公表しません。

## 6 留意事項（※必ずご確認ください）

### （1）対話への参加の取り扱い

- ①対話への参加実績は、本事業の事業者選定の評価対象とはなりません。
- ②対話内容は、今後の事業実施条件を検討する際の参考とするものであり、双方の発言等は対話時点での想定とし、発注方法及び仕様等を約束するものではありません。

### （2）費用負担

対話への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

### （3）追加協力をお願い

後日、再度対話（文書照合含む。）をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

### （4）提出書類の取扱い・著作権等

提出書類の著作権はそれぞれの参加事業者に帰属しますが、提出書類は返却しません。また、対話の結果公表や今後の事業者選定に向けた検討以外の目的で提出書類等を使用することはありません。

### （5）参加要件

次の資格要件の全てを満たすこと。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- ②現に本市の指名停止措置を受けている者でないこと。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること
- ④次のアからオまでのいずれかにも該当しない者であること。
  - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供用するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
  - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者